

登録申請を受け付け 市小規模工事等受注希望者

市が発注する公共施設の
小規模工事などの受注機会
拡大と地域経済の活性化の
ため、29・30年度市小規模
工事等受注希望者登録の申
請を受け付けます。

▼登録認定期間 4月1
日～31年3月31日▼対象者
次の要件を全て満たす方
▽市内に住所と事業所があ
る個人▽市内に本店がある
法人▽市入札参加資格者名
簿登録者でない▽登録希望
業種で1年以上の業務実績
がある▽地方自治法施行令
第167条の4に定める欠
格事項に該当しない▽国
税、地方税などの滞納がな
い▽市暴力団排除条例第2
条第2～5号に定める暴力
団などに該当しない▼対象
業種・種目▽工事・修繕①
土木関係(側溝、路面、整
地)②建築関係(建築物)
③外構関係(スロープ、フ

愛称決定 4月から IIMURO GLASS 綾瀬市民スポーツセンターに

スポーツセンターの愛称が「IIMURO GLASS 綾瀬市民
スポーツセンター」に決まり、4月1日から使用します。

新たな財源確保の取り組みとして、同センターの愛称命
名権(ネーミングライツ)の購入企業を募集し、ガラス製
加工素材製造業などを行う(有)飯室商店(代表取締役飯室
雅海、早川)が権利を取得しました。

同社との契約金額は年額51万円で、愛称の使用期間は4
月1日～33年3月31日の4年間となります。

1月24日、市役所でスポーツセンターのネーミングライ
ツについて、(有)飯室商店と契約を締結しました。

今回の命名は愛称のみで、スポーツセンターの
正式名称を変更するものではありません。

図政策経営課 ☎70・5657。



軽自動車税は、毎年4月
1日現在の所有者に課税さ
れます。軽自動車や原動機
付自転車などを売却して名
義が変わる・廃車する・所
有者が亡くなったなどの
場合は、早めに届け出てく
ださい。ナンバープレート
の紛失や盗難に遭った場合
は、警察に届け出て受理番
号を確認し、次の各申告先
に届け出てください。
1. 図税務課 ☎70・5611

車種と申告先

●三輪・四輪の軽自動車
▽軽自動車検査協会神奈川

軽自動車や原付自転車 名義変更や廃車は届け出を

エンズ、ポール、看板、掲
示板)④内装関係(建具(サ
ッシ、ふすま、扉など)、
ガラス交換、畳替え、天井、
壁、床(クロス貼りなど)⑤
⑤外装関係(屋根、壁(防
水、左官、板金、塗装など)⑥
⑥設備関係(電気設備、給
排水衛生設備、空調設備)
⑦造園関係(公園遊具、公
園施設)⑧その他(①～⑦
以外の工事、修繕)▽委託
①樹木管理関係(植栽、剪
定、伐採、除草)②その他
(①以外の委託)▼围 同
課にある申請書(市ホーム
ページからダウンロード
可)に記入し、2月1日
28日に同課へ直接

事務所相模支所▽愛川町中
津字桜台4071-5▽
050・3816・312
0
●自動二輪(排気量251
cc以上)
▽相模自動車検査登録事務
所▽愛川町中津字桜台71
81▽☎050・5540
・2037
●軽二輪(排気量126cc
以上250cc以下)
▽軽自動車協会相模支所▽
愛川町中津字桜台4071
33▽☎046・285・
1888
●原動機付自転車・小型特
殊自動車
▽綾瀬市役所同課

減額特例や 税率軽減 市税条例の 一部を改正

地方税法の改正に伴い、
市税条例の一部を次のとお
り改正しました。

固定資産税のわがまち特例

昨年4月1日以降に設置
した再生可能エネルギー発
電設備で、一定の要件を満
たした償却資産は、課税標
準額の特例割合を左表のと
おりとします。

図税務課資産税担当 ☎
70・5626。

発電設備種類	対象設備	特例割合
太陽光	認定発電設備を対象外とし「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金」を受けている発電設備	新設後 3年間 3分の2
風力	認定発電設備	新設後 3年間 2分の1
水力	認定発電設備	
地熱 バイオマス	認定発電設備	

三輪・四輪の 軽自動車税の税率

昨年4月1日～今年3月
31日に新規登録をした新車
で、一定の環境性能を有す
る車両は、29年度課税分の
税率を軽減します。税額は、
納税通知書でお知らせしま
す。
図同課市民税担当 ☎70・
5611。

エリアプロモーション動画 笑顔に自信のある方募集

綾瀬・海老名・座間市が連携し3市域の活性化を
図る取り組みの一つとして作成する、エリアプロモ
ーション動画の出演者を募集します。

撮影日時 2月18日(土)・19日(日)・25日(土)・26日
(日)のいずれか1日(時間・場所は未定)
対象 市内在住で、笑顔に自信のある方
募集人数 10人程度(抽選。複数名での応募可)
図 2月6日までに住所、氏名、連絡先を政
策経営課 ☎70・5635、✉su1110@city.
ayase.kanagawa.jpか直接

生き生きとした 生活実践 高齢者の活動事例を募集



年齢にとらわれず、自らの責任と能力において自由に生き生きとした生活「エイジレスライフ」を実践している高齢者や、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者のグループなどの活動事例を募集します。

応募された事例は、市から内閣府へ提出し、同府において選考され、紹介事例が決定します。決定した事例については、全国に広報されます。

▶応募条件▷エイジレスライフの実践者(65歳以上の方)①過去に培った知識や経験を生かし、高齢期の生活で社会に還元し活躍している②自らの時間を活用し、近所付き合いや仲間内などでの支え合い活動に積極的に貢献している③中高年から一念発起して、物事を成し遂げた一など▷社会参加活動(65歳以上の方が中心となって構成しているグループなど)①支え合い活動(子育て支援、高齢者の見守りなど)②健康、スポーツ③生産、就業(起業を含む)④教育、文化⑤福祉、保健⑥地域行事、自治会一など(全て自薦・他薦は問いませんが、他薦の場合は本人の了解を得てください)▶応募方法 高齢介護課(☎70・5616)にある応募用紙(市ホームページからダウンロード可)に記入し、2月20日(消印有効)までに同課〒252-1192(住所不要)へ郵送か直接